

Chubb代理店共済会制度



- **手ごろな保険料で充実した保障**

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

- **毎年見直しができ、手続きが簡単**

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

- **配当金で実質負担を軽減**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP2～6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

2025年10月31日(金)

責任開始期
(加入日)

2026年4月1日(水)

[契約者] Chubb代理店共済会

はじめに

商品の保障内容については、商品のページをご確認ください。



万一の備え

Chubb代理店共済会制度

こども特約付団体定期保険

P.7

ご加入いただける方		
本人	配偶者	こども
代理店主及びその従業員（パートタイマー、契約社員除く）で、14歳6カ月を超え70歳6カ月までの方（継続は80歳6カ月までの方）	満18歳以上70歳6カ月までの方（継続は80歳6カ月までの方）	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}

[年齢は2026年4月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。（配偶者・こどものみの加入はできません。）
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.4

(注) Chubb代理店共済会の代理店主及びその従業員（パートタイマー、契約社員除く）・配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 死亡・所定の高度障害状態となったとき、保険金をお支払いします。
※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の保険料を加入者の指定銀行より毎月27日に自動口座振替いたします(初回2026年3月27日(金))

3 配当金

- C h u b b代理店共済会制度は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.11**

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

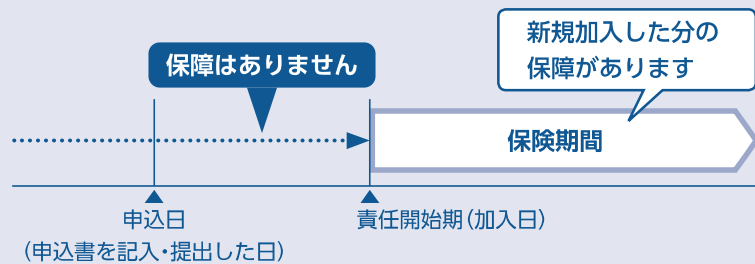
告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

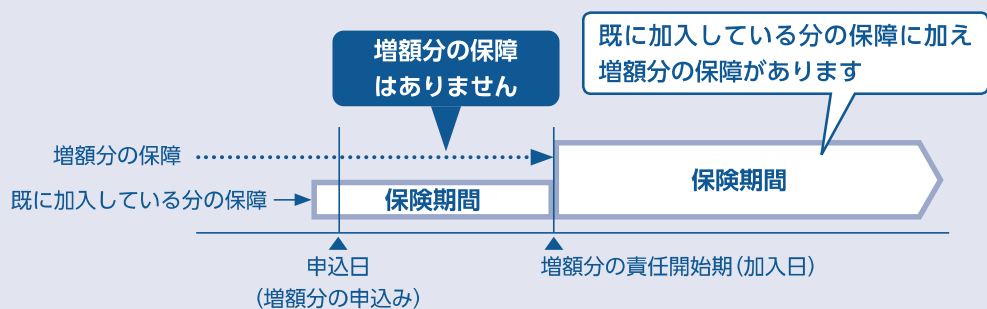
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になった(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に参加している保障額を増やしたとき (増額したとき)



- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 生命保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.12**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.4**

保険期間 2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)

 加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人											
申込 金額(万円)	死亡・高度障害の とき 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	性別	月払保険料(円)								
			年齢【保険年齢】(生年月日)								
			15～35歳 (1990.10.2 └ 2011.10.1)	36～40歳 (1985.10.2 └ 1990.10.1)	41～45歳 (1980.10.2 └ 1985.10.1)	46～50歳 (1975.10.2 └ 1980.10.1)	51～55歳 (1970.10.2 └ 1975.10.1)	56～60歳 (1965.10.2 └ 1970.10.1)	61～65歳 (1960.10.2 └ 1965.10.1)	66～70歳 (1955.10.2 └ 1960.10.1)	71歳 (1954.10.2 └ 1955.10.1)
2,000	2,000	男性	2,740	3,260	4,120	5,540	7,680	10,720	15,960	23,260	-
		女性	2,060	2,880	3,340	4,380	5,620	6,900	8,880	11,680	-
1,500	1,500	男性	2,055	2,445	3,090	4,155	5,760	8,040	11,970	17,445	-
		女性	1,545	2,160	2,505	3,285	4,215	5,175	6,660	8,760	-
1,000	1,000	男性	1,370	1,630	2,060	2,770	3,840	5,360	7,980	11,630	15,090
		女性	1,030	1,440	1,670	2,190	2,810	3,450	4,440	5,840	7,610
700	700	男性	959	1,141	1,442	1,939	2,688	3,752	5,586	8,141	10,563
		女性	721	1,008	1,169	1,533	1,967	2,415	3,108	4,088	5,327
500	500	男性	685	815	1,030	1,385	1,920	2,680	3,990	5,815	7,545
		女性	515	720	835	1,095	1,405	1,725	2,220	2,920	3,805
300	300	男性	411	489	618	831	1,152	1,608	2,394	3,489	4,527
		女性	309	432	501	657	843	1,035	1,332	1,752	2,283

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 2026年4月1日現在満70歳6ヵ月を超える方は、保険金額1,000万円が上限となります。また満75歳6ヵ月を超える方は、保険金額300万円が上限となります。

C h u b b代理店共済会制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

本 人								
月払保険料(円)								
年齢【保険年齢】(生年月日)								
72歳 (1953.10.2 } 1954.10.1)	73歳 (1952.10.2 } 1953.10.1)	74歳 (1951.10.2 } 1952.10.1)	75歳 (1950.10.2 } 1951.10.1)	76歳 (1949.10.2 } 1950.10.1)	77歳 (1948.10.2 } 1949.10.1)	78歳 (1947.10.2 } 1948.10.1)	79歳 (1946.10.2 } 1947.10.1)	80歳 (1945.10.2 } 1946.10.1)
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
16,650	18,460	20,560	23,040	-	-	-	-	-
8,430	9,390	10,450	11,600	-	-	-	-	-
11,655	12,922	14,392	16,128	-	-	-	-	-
5,901	6,573	7,315	8,120	-	-	-	-	-
8,325	9,230	10,280	11,520	-	-	-	-	-
4,215	4,695	5,225	5,800	-	-	-	-	-
4,995	5,538	6,168	6,912	7,788	8,823	10,044	11,454	13,047
2,529	2,817	3,135	3,480	3,870	4,326	4,878	5,544	6,342

加入形式

I. A型加入：事業主負担加入

II. B型加入：個人負担任意加入

III. A+B加入：併用の場合は、一被保険者について保険年齢70歳までは2,000万円以内、保険年齢71歳からは1,000万円以内、保険年齢76歳からは300万円としてください。

受取人

- A型加入(事業主負担加入)：死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。高度障害保険金の受取人は被保険者です。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。
- B型加入(個人負担任意加入)：死亡保険金の受取人は、被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
- 新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただきます。
- 保険金の受取人が事業主の場合、保険金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了知が必要となります。

配偶者

申込 金額(万円)	死亡・高度障害の とき 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	性別	月払保険料(円)								
			年齢【保険年齢】(生年月日)								
			18～35歳 (1990.10.2 ～ 2008.10.1)	36～40歳 (1985.10.2 ～ 1990.10.1)	41～45歳 (1980.10.2 ～ 1985.10.1)	46～50歳 (1975.10.2 ～ 1980.10.1)	51～55歳 (1970.10.2 ～ 1975.10.1)	56～60歳 (1965.10.2 ～ 1970.10.1)	61～65歳 (1960.10.2 ～ 1965.10.1)	66～70歳 (1955.10.2 ～ 1960.10.1)	71歳 (1954.10.2 ～ 1955.10.1)
2,000	2,000	男性	2,740	3,260	4,120	5,540	7,680	10,720	15,960	23,260	-
		女性	2,060	2,880	3,340	4,380	5,620	6,900	8,880	11,680	-
1,500	1,500	男性	2,055	2,445	3,090	4,155	5,760	8,040	11,970	17,445	-
		女性	1,545	2,160	2,505	3,285	4,215	5,175	6,660	8,760	-
1,000	1,000	男性	1,370	1,630	2,060	2,770	3,840	5,360	7,980	11,630	15,090
		女性	1,030	1,440	1,670	2,190	2,810	3,450	4,440	5,840	7,610
700	700	男性	959	1,141	1,442	1,939	2,688	3,752	5,586	8,141	10,563
		女性	721	1,008	1,169	1,533	1,967	2,415	3,108	4,088	5,327
500	500	男性	685	815	1,030	1,385	1,920	2,680	3,990	5,815	7,545
		女性	515	720	835	1,095	1,405	1,725	2,220	2,920	3,805
300	300	男性	411	489	618	831	1,152	1,608	2,394	3,489	4,527
		女性	309	432	501	657	843	1,035	1,332	1,752	2,283

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 2026年4月1日現在満70歳6ヵ月を超える方は、保険金額1,000万円が上限となります。また満75歳6ヵ月を超える方は、保険金額300万円が上限となります。ただし、保険金額は本人と同額以下でお申し込みください。

こども

申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	
300	300	210	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2003.10.2～2023.10.1)

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.12**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.12**

配偶者								
月払保険料 (円)								
年齢【保険年齢】 (生年月日)								
72歳 (1953.10.2 } 1954.10.1)	73歳 (1952.10.2 } 1953.10.1)	74歳 (1951.10.2 } 1952.10.1)	75歳 (1950.10.2 } 1951.10.1)	76歳 (1949.10.2 } 1950.10.1)	77歳 (1948.10.2 } 1949.10.1)	78歳 (1947.10.2 } 1948.10.1)	79歳 (1946.10.2 } 1947.10.1)	80歳 (1945.10.2 } 1946.10.1)
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
16,650	18,460	20,560	23,040	-	-	-	-	-
8,430	9,390	10,450	11,600	-	-	-	-	-
11,655	12,922	14,392	16,128	-	-	-	-	-
5,901	6,573	7,315	8,120	-	-	-	-	-
8,325	9,230	10,280	11,520	-	-	-	-	-
4,215	4,695	5,225	5,800	-	-	-	-	-
4,995	5,538	6,168	6,912	7,788	8,823	10,044	11,454	13,047
2,529	2,817	3,135	3,480	3,870	4,326	4,878	5,544	6,342

ご注意ください

(C h u b b代理店共済会制度)



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

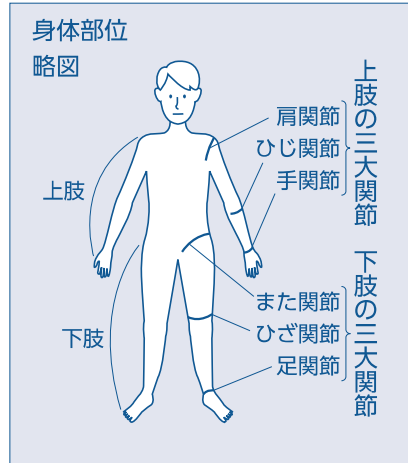
保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
[高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))]

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき

*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があったとき
- [「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」]もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

その他

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[<https://www.seiho.or.jp/>])
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[<https://www.seihohogo.jp/>]をご覧ください。

Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用^注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

^注保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

ー死亡保険金（給付金）受取人の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金（給付金）受取人の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

○1年ごとに実施する本制度の収支計算で剰余金が生じた場合は、その一部を共済会事務費に充当します。

○保険期間の中途では、保険金額の増・減は取扱いません。

税法上の取扱い

●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。

※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

●高度障害保険金は非課税です。

●保険料が事業主負担の場合は、原則、全額損金として処理できます。

●税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

C h u b b代理店共済会 事務局（株式会社出雲保険 内）

03-6205-9581

shimizu@izumo.co.jp

edo@izumo.co.jp

明治安田生命保険相互会社 東京本部 東京総合法人部 法人営業第二部

03-5209-1553

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3 0 0 住友不動産秋葉原駅前ビル9階

受付期間 平日（土日・祝日、年末年始を除く）

受付時間 9:00～17:00まで